平成２１年（フ）第４２１号
熊本県上天草市大矢野町中11444番地１
破産者　池田　政勝
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２６号
沖縄県那覇市小禄５丁目２番地７　ラルジュⅡ１－Ｂ
破産者　本原　一史
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４１５号
神奈川県川崎市多摩区三田１丁目28番地27チェリー三田202、前住所滋賀県湖南市北山台１丁目16番地９
破産者　木村　澄子
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０号
福岡県直方市大字下境3990番地19
破産者　辻　　憲彦
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第１６１号
福岡県田川郡福智町赤池399番地115
破産者　藤村　一雄
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷709番地18
破産者　寺田　昌司
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地56、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1488番地144
破産者　森　　好一
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
長崎県長崎市高丘２丁目４番59号　ビューハイツ高丘Ｂ－２、旧住所長崎県長崎市館内町２番２号　下田アパート３Ｆ右
破産者　春内　琢馬
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
熊本市出水７丁目34番86号
破産者　田中　雄己
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１８６号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良509番地175
破産者　黒原　義範
１　決定年月日　平成21年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３０６号
さいたま市見沼区大字深作22番地２、旧住所さいたま市浦和区皇山町38番20号
破産者　石島　祥行
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
静岡県湖西市古見1197番地
破産者　西方　一人
１　決定年月日　平成21年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第３８１７号
札幌市北区新川３条１丁目１番25号
破産者　高山　　豪
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３４１９号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字平池上77番地、住民票上の住所名古屋市東区泉２丁目13番４号　カスティロ泉５Ｂ号
破産者　山本　　修
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４３号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３市営上飯田南荘１棟829号
破産者　榊　　健一
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８０６１号
大阪市中央区久太郎町２丁目３番８－805号
破産者　湯木佐知子
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７５３号
大阪府堺市南区原山台３丁－１－８－112、開始決定時の住所大阪市東住吉区湯里３丁目２番９－605号
破産者　齋藤　計司
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部